

平成31年1月7日

組 合 員 各 位

若狭農業協同組合
代表理事組合長 宮田 幸一

共済規程の一部変更について、下記のとおり平成30年12月25日理事会において議決しましたので、定款第57条第2項の規定にもとづき掲示いたします。

なお、変更の内容については、今後、福井県知事の承認を受け、効力が生ずることとなります。

記

1. 変更内容

自動車損害賠償責任共済について、e-JIBAIを導入することに伴い、共済規程の一部を変更する。

2. 実施時期

平成31年4月1日

以 上

■ e-JIBAI とは

- ① e-JIBAI とは、各損保・共済団体が共同で「保険会社のコスト削減」、「代理店の利便性向上」等を目的に開発したシステムです。（平成16年10月から稼動）
- ② e-JIBAI は、自賠責保険証明書作成から集計表作成までの代理店業務に関するサービスの提供に加え、自動車整備システム等の他システムと顧客情報、自賠責契約のデータ連携等を実現し、代理店業務をサポートしています。また、e-JIBAI は、国土交通省が進める「ワンストップサービス（OSS）」への連携も実現されており、自動車保有関係手続の迅速実施による顧客サービスの向上に貢献しています。
- ③ 全国の自賠責共済・保険の証明書発行件数のうち、約90%の3,900万件がe-JIBAIにより発行されていることから、実質的な業界標準システムとなっています。